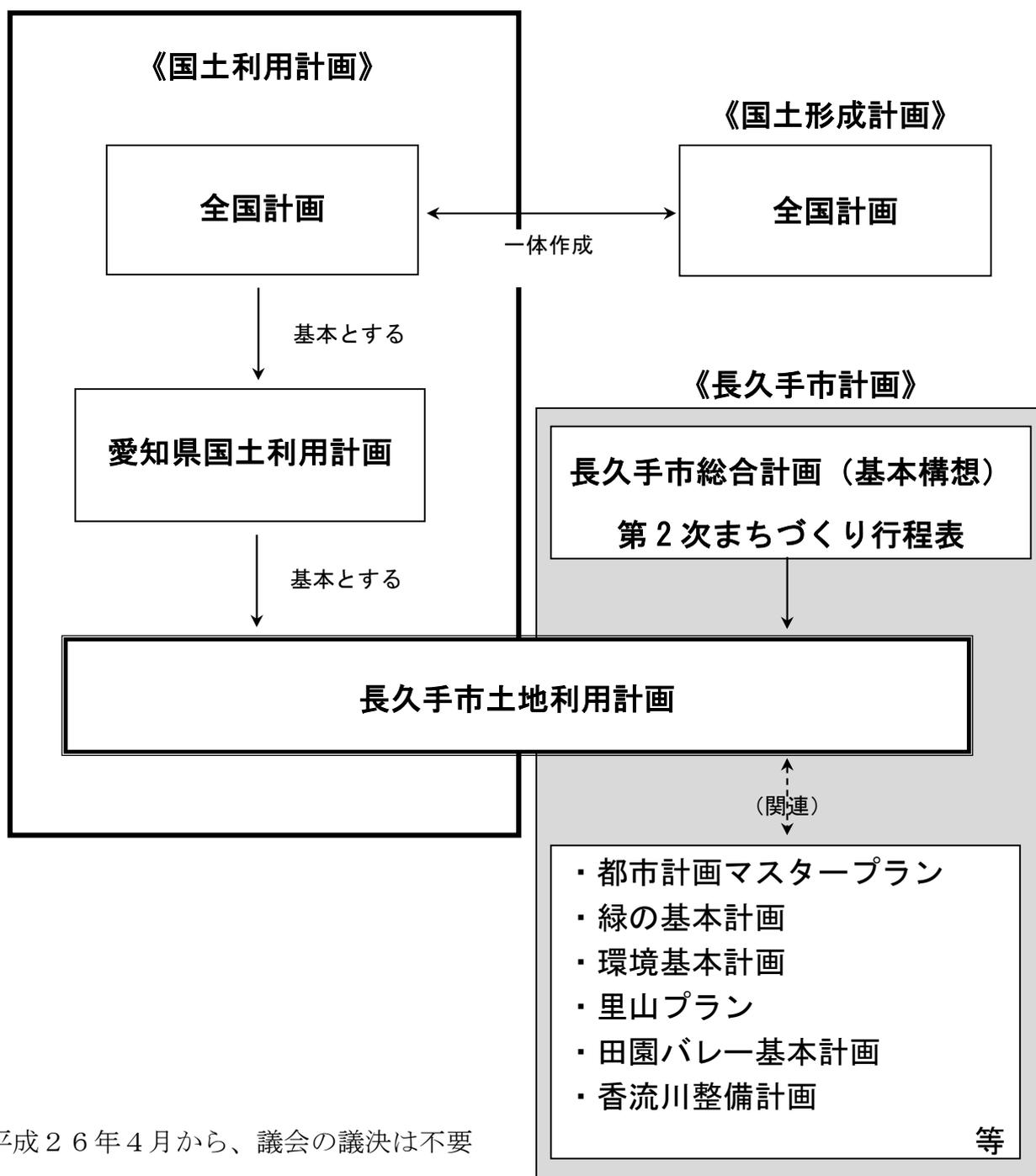


長久手市土地利用計画の位置づけについて

長久手市土地利用計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、長久手市における土地利用に関して必要な事項を定めるものである。本計画は、「愛知県国土利用計画」を基本とし、国土利用計画法の理念に基づき各種計画と整合を図りながら、今後の長久手市における総合的かつ計画的な土地利用のあり方を示すものである。



※平成 26 年 4 月から、議会の議決は不要